

徳富蘇峰法廷証言 神兵隊事件

解題 伊 藤 彌 彦

(解題)

本稿は神兵隊事件の大審院第九六回公判廷、昭和一五年九月一三日、における徳富蘇峰の証言記録である。元は、「神兵隊事件の大詰に獅々吼する蘇峰翁 公判廷に説く皇室中心主義」との見出しで、国史会発行のパンフレット『國史會』第五二号、昭和一五年一月二五日、に掲載されていたものであるが、現在入手しにくいものなので、ここに再録することとした。その際原則として、旧字は新字に改め、旧仮名遣いは新仮名遣いに直した。原文には相当数のルビが付されていたが、適宜添削を施した。補注は「」で示してある。

「國史會」は蘇峰が会長を務め、青山会館を拠点にして皇室中心主義を掲げて日本史を研究する会であった。民間組織であるが、評議員一七人の中には現職、退職の文部省関連官僚を一人も抱えており、一種の半官半民の社会教育団体であった。

その機関誌『國史會』は皇室中心主義の普及に一役買っていたと言えよう。

「神兵隊事件」については、すでに予審記録が、『現代史資料(4)』(国家主義運動(一))、みすず書房、に収録されている。また事件の政治的意味に関する詳しい分析は、大島美津子「神兵隊事件」『日本政治裁判史録 昭和・後』第一法規、でなされているので、ここでは事件の概要を紹介するにとどめる。

事件は首謀者天野辰夫のもとに集められた民間右翼と陸軍中堅將校安田鍬之助との連携のもと、約百五十人ほどで、齊藤実内閣を含む国家の中枢機構を破壊し、昭和維新を実現しようとしたクーデター計画であった。人的、思想的にみると、神兵隊事件は血盟団事件、五・一五事件と同じ系列の、井上日召の影響下に起きたものであった。天野辰夫は、東京帝国大学法学部で上杉慎吉の影響を受けた弁護士(かつて父親が社長を務める

日本楽器の労使紛争を粉砕した弁護士)であった。

計画では昭和八年七月一日を峰起日とし、その前日、仲間
の多数が明治神宮付近に集合した。ところが、たまたま、陸軍
士官学校卒業式のための天皇行幸に備えていた警備当局の特別
検索に引掛かり、事件発覚、検挙、未遂に終わった。

予審段階で事件は「内乱予備罪」の嫌疑が強まり、大審院担
当となった。こうして始まった宇野要三郎裁判長下の公判は、
昭和十二年一月九日に始まり、昭和十六年三月一五日の第一
一六回公判における判決言い渡しまで、三年半にわたり異例の
展開をみせた。判決では、内乱予備の行為を認めながらも、被
告人らの動機、内外情勢の変化を考慮して、被告全員の刑の免
除が決定された。司法制度が政治情況に歪められたのであった。

事件発生以降の日本では、貴族院における菊池武夫男爵の天
皇機関説攻撃、衆議院における国体明徴決議、岡田内閣の国体
明徴声明、そして二・二六事件と、時勢の右傾化が進行してい
た。それらの時代背景が神兵隊事件被告らによって裁判に持ち
込まれ、公判廷を国体明徴運動に組み込もうとする裁判の政治
化が試みられた。たとえば証人として美濃部達吉、牧野伸顕、
西園寺公望、一木喜徳郎ら天皇機関説に理解を示す識者を含む
多数の人が申請されたのもその一例であった。裁判長は証人申
請の大半を却下したが、このことがまた法廷を混乱紛糾させた。
結局、証人として許可されたのは、井上日召、本間憲一郎、三
上卓、中野正剛、筑紫熊七、井田盤楠、原田熊雄、徳富猪一郎、

眞崎甚三郎、白鳥敏夫の十名であった。

徳富蘇峰の証言からは、この時期における蘇峰の明治維新観、
議会主義批判、天皇機関説批判、皇室中心主義思想を読み取る
ことができる。また証言は、少年期からの自己の思想遍歴を語
っている資料でもある。

裁判長との問答をみると、蘇峰の証言が、「被告人らの
動機、内外情勢の変化を考慮」した判決を出すことを後押しす
る役割を果たしていたことが分かる。なお、この証言記録を読
んだ林房雄は、評論「転向に就いて」『文学界』昭和十六年三月、
のなかで論評を残している。

徳富蘇峰法廷証言 神兵隊事件

裁判長〔宇野要三郎〕

証人は明治大正昭和——この三代に亘って長い間操觚家とし
て、又日本の歴史家として、特殊の観察を為さつて、透徹した、
卓越した観察眼を有っている。又長い間の時代に色々事実の上
に体験を持つて居られると云うことは、是れは公知の事実であ
る。そこで其の持たれて居る体験、経験、見聞——それを基礎
として、其の立場から見て日本の政治的、経済的、文化的各方
面の辿り来つた過去の事績を振り返つて、ずっと見ると云うと
それは其の時にです、果して今日迄の進歩発達と云うか、世の
遷り変わり——是れは団体に……皇国の団体に基つた正しい発

展を遂げて居ったものであるかどうかと云うことに就いて、御訊ねしたい。同時に又明治維新の真の精神に適つて居った進歩発展ということが言えるかどうか、是れは大きな問題で、若しそれが必ずしもそうは言えない、絶対にそうは言えないと云う貴方の御意見を聞き、又その基づく理由とか、或は斯う云う事實があると云うことがあるならば、それを一応、承わると、斯う云う訳です。

徳富証人

大体、私も法廷には経験がありませんが、多分立つて御答へするのが、当り前と存じます。しかし、昨年来、私は大患に罹りまして、何うも起立して、御話することが、甚だ身体に害がありますから、御許しを受けて、腰を掛けて申上げたいと思います。御差し支えは御座いませぬか。

裁判長

宜しうございます、差支えありません。

徳富証人

只今の御訊ねは誠に大問題であります、逆もそれを一言半句で御答申すと云うことは、難しゅうございます。それを此の際、御願ひして置きますが、私が申上げた事が、意味の明瞭を欠くと云う御考えがありましたならば、御遠慮なく、幾回でも御訊

ねして頂きたいと思ひます。私の最善の力を以て、御答へ申上げる積りであります。又多分御訊ねの箇条は、別々に為つて居りましようが、大体に於て、連絡があると存じますから、御答へ申上げてしまいました後に、総括的に御訊ね下さつても、差支えないので折角、私も病を推して参廷致しましたからには、御満足の行くだけの御答へは申上げて退廷致したいと云う考えでございますから然るべく御取計らいを願ひたいと思ひます。

それで只今のお訊ねに御答へを申しますが、明治維新以来、今日に至る迄の事を二つに考えて見たいと思ひます。大体の道行きは、明治天皇の御定めになりました所の、大きな道を国家は辿つて参りまして、所謂開国進取の国是を堂々と遂行しつゝ、あると云う事實は歴史上、誣ゆべからざる事でありませぬ。然しながら其の遂行に就いて考えて見ますれば、時としては大いなる間違いも為し、大いなる邪道に入り込んだこともあるし、顧みてそれを思へば、嘆息痛恨に堪えない事が、決して少なくないのであります。其の点から申しますると、維新の精神を拳々服膺せずして、却てそれを阻害した事が、一、二にして足らないので御座います。で、其等の点に就きましては多年私も心配をし、出来得る限りに於て、それを矯正して見たいという考えを持つて居るのであります、其の点は、今日と雖も別段変わった事は御座いませぬ。先ず是だけ申上げて置きます積りで御座います。

裁判長

此の時代の遷り変わりに就いて、非常に反国体的の支配勢力、或いは要素とでも云うものが発見せられるような事がありませぬか。

徳富証人

それは仰せの通り、其点が多いので、若し日本が神国でなく、皇国で無く、普通の国家であつたならば、其の思想の為に、日本は今日の実態を維持することは出来なかつたらうと信ずる者であります、唯日本が三千年來、金甌無欠の国体を持つて居るが為に、反国体思想が、狼藉跋扈しても、遂に我が国家の命脈に禍いを及ぼすことが出来ずして、今日に至つたものである。然しながら此の為に日本がどれだけの損をしたか、若し初めから斯う云う事が無かつたならば、どれだけ合せであつたかと云う事は、歴史を繰返す迄もなく、常に私は深く考へて居る次第であります。御差支え無ければ、此の機会に於て、そう云う非国家、反国体の思想の起つた理由とか、若しくは事情とか云う点に就いて、一、二申上げて見たいと思ひますが……

裁判長

それを聴きたい。

徳富証人

申上げる迄もなく維新の精神は、即ち皇政復古である、近くは建武中興に復つて、遡つては神武肇國に復ると云うのが、維新の大精神である。一言にして申上げますれば、天皇親政と云うことが、維新の大眼目であります。親政と申上げるのは、新しい新ではなく、親らの御政治を申上げるのであります。癸丑甲寅以來二十有余年、孝明天皇様は初めから終わりまで、宸襟をなやまし給うて、遂に国家の為に崩御遊はされ、又此の為に維新の諸先輩は概ね断頭場に屍を横たえ、骨を曝すと云うことに為つたので御座いまして、此の精神は、即ち維新の精神である。

然るに一度維新の大改革が行わる、や否や如何に我が国運を伸長せしむるべきか、如何にして我が国を富強ならしむべきかと云うことに就いて、当時の補弼の人々は非常に心配をして、其の為に何れも夫々骨を折つて来た。即ち海軍はイギリスに学び、陸軍はフランスに学び、總ては又フランスからドイツに移り、法律制度の如きも御承知の通り、初めはフランス人を雇ひ、次にはドイツ人を雇ひ、又アメリカ人イギリス人をそれに参加させて色々やつて居る。又物質的の凡ゆる教化に就いても、外国の文化を盛んに吸収することに為つて来た。それで外国の文化を吸収すると云うことは、神武肇國の古に復る為の一つの手段であり、我が天皇親政の精神を宇宙に耀かす為の一つの道であるに拘わらず、手段が却つて目的に為つて、本来の目的を全

く没却して了う^{しま}ことになつて来た。初めはその方便として考えたのが、次にはそれが目的となり其の為に追隨するようになつて遂に日本本来の面目を全く失墜して了つて、政体も国体も、總てのものを混淆して、遂に外国を唯一の模範として了つた。

我が皇国三千年の歴史と云うものは、これを高閣に束ねて、或者はフランス革命史を手本とし、或者はアメリカの独立檄文を手本とし、或者はイギリスのマグナカルタを手本とし、偶々穩健なる者でも、モンテスキューの『方法精理』、トッドの『議院政治』など、云う書籍を根拠として、総ての考えを持つて来たのである。日本の思想界は、全くそれが為に惑乱して来たのでありまして之をそこ迄養成した責任は、誰よりも当時の政府の当局の方々にあると申し上げても決して是れは酷論ではないと思つてあります。

第一文部省の教科書を御覧になれば、能く分かりますが、アメリカの読本を夫々翻訳して、それを御用いになつた。其の為に日本は、普通教育は盛んになつたけれども、普通教育と共に日本人の思想は、却てアングロサクソンになつて来たと言ふ様な訳である。大学辺りでも、其の時分に御用いになつた教科書を見れば、例えばスペンサーの非干渉論（鈴木義宗訳『斯邊撒氏干渉論』（明治十三年））、オーヴァー・レヂスレーションなどと言ふ本は大学で出版、教科書として御用いになつた。彼の本など、云うものは、所謂無政府主義とは申せませぬけれども、殆ど非政府論でありまして、極めて極端なる個人主義を主張し

たものである。文部省の御翻訳になつたスペンサーの教育論（尺振八訳『斯氏教育論』（明治十三年））などを読んで見ましても、其の通りでありまして、先ず政府からそう云う事をおやりになつて、余りに外国の文化を吸収することに盲目的に熱心であつた結果、鹿を逐う獵夫、山を見ずで、遂にそういう地盤をすっかり捨てて来られた。其の地盤から段々民間に凡ゆる学者が起り、又政府に凡ゆる学者が起り、遂に一方に於いては物質万能の論を主張し、一方に於いては権力万能の論を主張して遂に又、それに反抗する所の自由思想と云うものを激成し、遂に混乱底止すべからざるに至つたのである。

然しながら思想的には、日本国民は悪化したけれども、三千年来の歴史に依つて、自然に教化された所の忠君愛国の思想と云うものは、牢乎として抜くべからざるものがございまして。其の為に一髮千鈞を繋ぐような危機を乗切つて来たと言ふことは、洵に祖宗の威靈の然らしむる所で此の上に光明極まり無き明治天皇様の御統治遊ばされたる為で、日本国民は、兎に角歩みを續けて来たと言ふようなわけである。是れは当時の輔弼の大官高僚を初め、吾々国民が誠に恐れ入つて、罪を皇室に謝せねばならぬことであるかと信じて居る次第であります。

裁判長

思想の変遷の跡を能く仔細に見ると云うと、明治の初年——明治の初年には、加藤弘之それから福沢諭吉——これ等の人々

が、盛んに舶来思想を輸入してそれが当時国内を風靡した。然し此の思想と云うものは、全く個人主義を基礎とし、自由主義、功利主義と云う——そう云うような反国体的の思想で終始した所が、其の後に明治の中頃になって、天皇機関説——是れは畏れ多いことであるけれども、今日斯様な言葉が平気で使われる様に為つたのは、誠に畏れ多いことであるが、一本喜徳郎氏によつて天皇機関説と云う舶来思想が輸入せられた。此の説は大正、昭和に亘つて美濃部達吉氏に依つて承継せられ、宣伝が盛んに行われ、旺盛を極めた。

其の結果、殆ど国民の上層部、中層部に亘り民主主義の思想、自由主義の思想と云うものが、根底をなした。そうして此の思想に基づく色々な学説が勃興、跋扈、跳梁を極めるようになった。此の思想の流れが、明治維新以来の政治上、経済上、文化方面に反映して所謂明治初年の藩閥政治、官僚政治、最後には政党政治——斯ういうような形態で、世の中を支配する様になって来た。所が此の藩閥政治とか、官僚政治とか、政党政治とか斯う云う様な政治体制は、其の政治の根柢に天皇機関説というものを包蔵して居る。天皇機関説という思想を根柢に持つて居る。言はゞ是れは天皇機関説の政治的実行をやつて居つたものである。斯様な次第であつて、是れは国体違反の政治体制であつた。全く国体に違反した、国体に背いた政治体制を執つて居つた。是が即ち今日日本に於いて、内外の国難を招来し、招起した積年の禍根が全く此の思想の流れに基いた政治の

間違つた体制も此処にあると、斯う云うことを被告達が法廷で述べて居る。是はどうですか。

徳富証人

大体に於いて私も同論です。人心の同じからざる、其の面の如しで、悉く一致するかどうかは、詳しく未だ聞いて見ませぬから、申上げられませぬけれども、只今御話しの一事に依つて考えますと、其の点は、私も全く意見を一致しているものがあります。

さて其の事に就いて申上げます。福沢にせよ、加藤にせよ、一方から申しますと、日本文化の恩人である。日本文化史に於いては、決して彼等の名を疎かにすることの出来ぬことは是れは歴史家が能く認めて居る所である。福沢は率直に申しますれば、極めて浅薄なるアメリカの思想を以て日本に臨んだ。詰り向うの思想を小出しに受売りしたようなものであつて、別に福沢の思想に何等、根柢があると云う訳ぢやなかつたのであります。加藤は福沢よりは余程頭脳が哲學的に出来て居りまして、文学に力は福沢の十分の一にも値しませぬけれども、頭脳は加藤の方が哲學的に見て宜しいと思ひます。彼は始めは『眞政大意』『立憲政体略』『隣草』などと云う本を作りまして盛んに民主主義を鼓吹して居つた。それが中年になりまして自ら感ずる所があつたと見えまして絶版し、それから所謂進化論を真つ向に翳して、進んだのであります。彼れの標語は、優勝劣敗是天

理と云うことであつて、それを標語として進んだ。加藤が『立憲政体略』や『眞政大意』を絶版にしたのは、是れは一つの進歩かも知れませぬけれども、ダーウインの優勝劣敗主義を以て総ての政治を論じ、政体を論じ、進んで日本の政治を説くに至つては、実に是れは間違つたものであつて、所謂天皇機関説など、と云うもの、出来たことに就いては、加藤は最も其の責任を負ふべきものであると思ふのであります。

それで私の見る所に依りますと福沢や、加藤よりも美濃部、一本等の人達が天皇機関説を説いたのは、如何にも知識階級には都合よくいつて、それが動かすべからざる根拠となつて、今日凡有ゆる社会の中堅となつて居る人々は、意識、若くは無意識に殆ど十中七、八若くは八、九迄と申して差支えない程、天皇機関説の人々に爲つてしまつた。それで若し国家に害毒を及ぼした分量から申上げて見ますれば、福沢論吉や加藤弘之よりも、美濃部、一本の方が、余程深刻に国家に禍いを及ぼした。何故なれば、初めの人々は唯だ上面を撫でて居たのであるが、次の人々はその毒が骨髓に入つて、一寸之れを治療するに苦しむと云うことになつたのではないか。然し、私は茲に一つの事を申上げて置かなければならぬ。それ程の人々が、長い間、皇室に接近した役目を勤めて居ることが出来たと云うことは、何う云う事であるかと云えば、是れは一つは、実に一視同仁の厚き皇室の思召と、一つは議論では機関説を唱えても、日本臣民として生れた所のものが彼等の何処かに存在した為に、彼等は

知識的には機関説を立て、も、実際には本当に天皇陛下を現在の神として、崇め奉つて居たのであると、私は信するのであります。

是れは彼等に対して、或は寛大過ぎる斟酌かも知れませぬけれども、そう解釈するより外に、解釈の道は無いと思つて居るのである。それで彼等が如何にも尤もらしき理屈を以て、之を日本国民に示し日本を是れ程迄に思想的に毒殃したと云うことは、是れは今後如何なる償いをして、容易に償い去ることは難かしくはあるまいかと思ふ次第であります。

裁判長

結局、此の明治、大正、昭和に跨つて、跋扈跳梁を極めた民主主義思想、即ち天皇機関説をモットーとして居る民主主義思想、その最も大きな表現、政党政治、政党政治の確立——是れは能く当時の新聞紙上等等でも政党内閣の憲政常道論——そう云う論が国内を征服して、結局それが根底を固めた為に、殆ど幕府的存在と云い得るようなものになり掛けている。是れは捨て置いては、国家の危機であると云うことから、最も其の当時、最〔高〕調に達したときが、即ち本件の勃発、神兵隊事件の勃発、当時の世情である。焦眉の急の止むを得ざる、是れは行動であつたと、斯う云う風に被告達は法廷で述べるのである。其の点はどうですか。

徳富証人

少し廻りくどいようでございますが、此の日本の歴史の上から、私の予て考へて居ります事を申上げて只今の御質問に答える順序にしたいと思ひまするが：

裁判長

今訊ねる事は、政党政治と云うものは、反国体的政治である。斯う云う風に被告達が見、又斯う云う見解を持つて居る。其の点に触れて：

徳富証人

政党政治の起りは、要するに藩閥政治に基いて居るのである。藩閥政治と云うものが、第一に維新の目的を阻害した。是れが本である。政党は藩閥政治を矯める為に起り、そして藩閥以上の弊を生じ、又政党の弊を矯める為に、官僚政治が起つて、そして復官僚政治も、再び政党と拮ぶ所なく、時としては、政党政治以上の弊害を生じて来て居る。要するに是れは天皇親政と云う根本原理を忘れて了い、たゞ末梢に趨つた結果がそつたのである。毒を以て毒を退治して其毒に勝てず、又其毒を退治し丁度酔っぱらいを治すのに酒を飲ますようなもので、飲むに従つて愈々酔っぱらつて来たと言ふ結果になつたのではないかと云う考へを常に持つて居る。

根本はやはり藩閥政治、藩閥の起りを只今、私は『近世日本

国民史』に頼りに書いて居りますが、どうも其処に事實はあると、斯う云う風に思うのであります。政党其のものは、必ずしも、反国体とは思わなければども、政党政治が国体に反することとは、是れは勿論の事である。即ち政党が国体に反すると云うよりも、所謂政党内閣、議院中心主義と、斯ういうように政党政治は、必ず持つて来るのでありますからして、どうしても是れは国体とは、両立することが出来ぬ結果を来たした訳であります。

裁判長

証人の今述べられた天皇御親政と云う事、是れは国体の根本になるのですが、其の御親政の体制とでも云いますか、政治上の体制——どう云う風に御考へになつて居りますか。

徳富証人

歴史的に一寸申さなければ分かりませぬから歴史に例を取つて、先ず御答へを致しまするが、神武天皇の時には勿論、天皇の御親政があつた事は、是れはもう申上げる迄もないのであります。然るに蘇我氏が段々勢力を専らにして人民と天皇との間に一つの間勢力と云うものが出来た。其の為に日本は、一時混乱状態に陥らんとした。それを中大兄皇子の御決心に依つて、入鹿を政殿の上に誅して、そして蘇我氏の勢力を叩いて、当時の廢藩置県とも云うべき総ての事を国司国造に任せず、天皇

の統治に御改めになって、こゝで天皇親政が再び行われて来た訳である。

次には麿^{まが}藤原氏が勢力を逞しくして、権を専らにした。後三条天皇は藤原氏の勢力を制してそうして之を天皇親政に引戻そうと遊ばされたが、遂に御手が及ばずに御崩御遊ばされた。それから平家^{へいけ}が起つたと云う事も、要するに平家の武権を以て藤原氏の専横を制する御積りであつたらうと思ひます。源氏の起つたのも亦、平家の専横を源氏を以て制する御積りであつたらうと存じますが、何時もそれが天皇の親政を妨げるものとなつて、遂に承久の乱となり、承久の乱が思うように行かずして建武中興になり、建武中興が思うように行かずして、元龜天皇の織田の時代になつた。

織田なるものは、有力な総理大臣として、陛下の下に働いたであらうと思ひますが、不幸にして、徳川家康が模範を源頼朝、足利尊氏に取つた為に、日本は丸で一元的な天皇親政が二元的になつて了つて、再び將軍政治と云うものが起つた。その弊を改革すべく天皇親政と云うことを慶應三年十二月九日の大号令渙発に依つて行われて来たのであると信じて居ります。それで天皇親政の実は明治元年三月の御箇条の御誓文と其の時に有難き長い御詔勅が出て居りますから、あれを御一覽になりますと、如何なる事が天皇親政であるかと云うことが能く分かる^よと信じて居ります。

それで我が国に於きまして明治の御世には藩閥が初め起り、

政党が起り、官僚が起つたに拘わらず、尚おそれが明治の有難き御世と、私共が申すのは何故であるかと云へばそういう邪魔者が幾つあつても、或る機会に於いては、天皇親政の光が常に輝いて居るのであります。例えて申しますれば、明治二十三年に教育勅語を御發布になつた如き、また明治十四年に国会開設の詔を御發布になつたことの如き、又例えば日英同盟を行われたときの如き、日露戦争の行われてときの如き、是れは極めて著明なる事件を申上げたのであります。是等は決して當時の元老大臣共の議決したものでなくして、全く明治天皇の御親裁に依つて決つたものであつて、若し御親裁がなければ、廟堂の論はどつちに来るか分からない場合が多かつたと信じます。

詳しい事は、若し時間がありましたならば、歴史に書く積りで居りますから述べませぬ。今後もそれで、日本本来の姿の、所謂天皇親政、一君万民、御上の御意を奉戴して、今度吾々が忠実にそれを行つて行く、御上の御意は絶対服従の、吾々^{われら}に下された所の御沙汰である、と常に吾々は思つて居るのである。所謂輔弼の臣僚と云うものは、常に君側^{きんがわ}に在つて、意見を申上げると云う事は、是れは臣の臣道を致す所以であり、輔弼臣僚の責任である。然も万機皆一々天皇の御親裁に出づべきものと、私は考へて居るのであります。……一寸と一言これに加えます或はそれで行われるかと、御訊きになるかも知れませぬが、現に明治天皇の御やりになりました事を御覧になつても、實際或る程度迄行われていたのである。

裁判長

証人はかねがね今現に此処で述べられる通り、皇室中心主義を堅持して居られると云うことは能く分かります。証人の予てから唱導して居る皇室中心主義というものとそれから政友会——政党側の皇室中心主義、是れは政友会の総裁の鈴木喜三郎氏が、選挙の際に、皇室中心主義と云うものを唱導した。是れとの間には思想の根柢内容に於いて、大分違いがあるのでしょうか。

徳富証人

それは申上げる迄もなく、非常に違うので、少し其の違う所を申上げて宜しいのでございませうか。

裁判長

宜しゅうございます。それを、承わりたいのです。

徳富証人

先ずその思想の根柢から申上げますれば、彼等は御座なりで、其時の都合でそう云うことを云うのであろうと先ず私は認めて居ります。彼等がそうではないと云えば、そうでないでも差支え有りませぬが、それにしても私共の考えとは違う。之れを二通りに申上げて見たいと思います。第一はどうして私が皇室中心主義と云うことを申すかと云うことを、第二は、私の皇室中

心主義とは、どう云うものであるかと申す事、この二つを申し上げます。

私の皇室中心主義は、政友会の皇室中心主義や何かのようにそう安っぽいものではないのであります。実は私の一生の苦心で、漸く私も生きた甲斐あつて其処に辿り着いたのである。私は初めから決して皇室中心主義など、云うことを誰にも教わつた人間では有りませぬ。御承知の通り、私は七十八歳でありますからして、私の生い立つ時には、日本はもう破壊の大混乱時代でありました。それで私は生まれながらにして、自由主義の空気の中に育つた者である。欧米崇拜の空気が中に育つて、大きくなつた者である。

私は子供の時から、福沢の物質的自由主義と加藤の官僚的自由主義とは嫌らぬ思いを致しましたから、大学にも行かず、慶應義塾にも学びませぬでした、けれども謂わば精神的自由主義という立場から常に考えて居て何れかと云えば、私はまあ、広く申して見れば世界主義者と云つて宜いような人間で、世界と云うものは、必ず一致するものであると云う考えであつたのであります。まあ、申して見れば、コペン、ブライト、グラッドストーン、マコーレーというようなのは、私共の少年時代には、もう熟読玩味して居るものであつて、謂わば先ずマンチェスター派に依つて、頭脳を開発せられ、そうしてそれに加うるに精神的自由主義に依つて、養われて来たものである。

それで私は、若い時に横井小楠の——私の父は、横井小楠の

門下である。父は山崎闇斎の学派でありますから、勤皇と云うことは決して忘れた人間ではありません。けれども、矢張りワシントンは堯舜のような人とかリンカーンは斯うだとか、斯う云うような事を若い時から、父に聞いて居ったのであります。

次に京都の同志社に行つて、新島襄に就きました。襄も非常な熱烈な愛国者でありましたが是れも一種の自由主義者である。

それで私は、本来自由主義に依つて養われた人間である。それがどうして一人で、屹々皇室中心主義へ辿り着いたか。どう考えて見ても、自由主義と云うことの実行と云うことに就いて考えると、自由主義と言う所の欧米人は、決して自由主義をやっているのではない。自分の自由を以て他へ加える、即ち我儘主義、専断主義、我利々々主義であると云うことを深く考えた。それから博愛などと云うことが、實際行われるべきものではないと云うことに就いて、凡ゆる事実を徴して、之を知ることが出来て、色々考えて見て、更に日本歴史を読み直して来たのである。

『日本外史』『日本政記』など、云うものは、私は十歳未滿の時に、既に読んで居るのであります、改めて読む必要は無かつたのであります。更に別の考えを以て、日本の歴史を考へて見ますと、初めて私に日本の国体の大いなる光りと云うものが、私の微かなる心に映つた、それで日本は全く世界に比類なき国である……

裁判長

それは一寸途中ですが、夫は御幾つ位の時ですか。

徳富証人

考へ附いたのですか。

裁判長

は、初めに。

徳富証人

甚だ恥ずかしい事であります。もう其の時は、頭に白髪が生えた時——尤も私の白髪は十九歳の時分から、少し生えて居りましたから、そう老人と云う訳ではありませんが、丁度私がそう云う考へに帰り着きましたのは、明治二十七、八乃至八、九年頃からあります。断然どう心を決したのは、明治二十九年、アメリカ、イギリス等、世界を漫遊した時に外国で、確かり自分の考へは決つたのです。丁度私が未だ三十四歳の時であります。而して私も初めて是等の考へは間違つて居た。それで私も、自分は再び生まれ変わつてやり直そうと、斯う考へた。

私は明治十七年頃、私の二十二歳の時『自由、道徳及儒教主義』と云う本を書きました。それは漸く三百部位より刷らないものでありますから、減多に無いのであります。其の時分は、私も自由主義をやれば天下泰平と思つて居つたものであります。

す、それから『将来之日本』と云う本を書き『新日本之青年』と云う本を書き、皆是れはリベラリズムの意見を多少日本的に咀嚼してはありますけれど、根柢の思想はそである。然し三國干渉以来私の考えは、絶対に政治的にも変り、又思想的にも変つた。

で日本の歴史を考えて見ますと、他所の国は、人民あつて君主若くは大統領がある。日本は天皇あつて、初めて国民あり国家がある。それで日本の歴史は、天皇を除却すれば、歴史は書けない。凡そ日本に於ける所の大きいなる仕事と云うものは、皆天皇が主として御やりになるか、皇族が御やりになるか、然らざれば、天皇皇族を目標として、臣民が力を致して居る。皇室を日本の歴史から抜いて了えば、日本の歴史の魂が抜けるばかりでなく、日本の歴史其のものが、全く潰崩して了うと、こう云う風に考えた。それで日本が斯くの如く独立を保ち、斯くの如く今日まで、何等外国から侵略せられることもなく行つた所以と云うものは、畏れながら上御一人を戴くが為であると云うことを徹底的に私は考えた。

維新の歴史を読みまする度毎に、若し日本に皇室が無かつたならば、幕府はフランスの力を借りたろうし、薩長はイギリスの力を借りたろうし、或る者はロシアの力を借りて来ると云うようなことで、日本は靦面に印度の覆轍を踏む。然しながらあの場合に於いても、皆總て之れを忘れて、一致したと云うものは全く皇室の御存在、天皇が上に照臨して御在でになるからの

ことである。それで、私の皇室中心主義は、凡ゆる荆棘の道を辿つて、ヘト／＼になつて漸く行き着いて、一息ほつと吐いたのであります、まあ此処が私の安心立命の所。此の皇室中心主義を私が世の中に宣揚して死んだら、私の生存したる甲斐もあると思つて居るような次第でございまして、どうか是れだけは同一のものと御覽下さらないように、私は謹んで御願ひする次第である。

裁判長

やはり是れは政党の——一方に於いて政友会の方では皇室中心主義で、今証人の云われた皇室中心主義とは、固より同一のものではないと云うことでありますが、それはそれとして、民政の方では議會中心主義と云う党是を当時掲げて、選挙戦に闘つた。是れは又余程政友会の皇室中心主義との間に大変な選庭がありますな。それに就いての御考えは……

徳富証人

それは相当の距離があると思ひます。それで齊一変すれば魯に至らん、魯一変すれば道に至らんという言葉がありますが、どうも民政党はもう一変せなければ、政友会までも行き着かないのではないかと思ひます。是れは古い所謂明治十年乃至二十年以来の思想で、國憲法論の思想が何処にか残つて居て、そう云う事を言い出したのであつて、詰りイギリス憲法論の端くれ

を持出して日本に適用しようとしたものであつて、極めて妥当を欠いて居るものと、私は信じて居ります。

裁判長

成程……是れは政党と軍部——詰り軍部と政党との事柄であります、具体的事実としては、第一回の欧州の世界戦争の後にヴェルサイユで国際会議が開かれた。それを切ツ懸けに其の後、度々強国の間に国際会議が開かれた。日本でもそれに参加して居るのですが、不幸にして皆屈辱に終つた。シベリヤに出兵したが是れも失敗に終つた。それ以来、悉く皆国際的の場面では失敗を重ねて居る。結局、国防は放棄しなければならぬ。大陸に進出しようと思つても、是れは致し方ない。撤退をしなければならぬと云うような行き詰つた場面に行つた事がある。是れは結局軍部と政党との間に於ける関係と云いますか、其の内情の為に斯う云う経緯を生じた。斯う云う非常な目に遭つたのであると云うことを被告達は考へて居る。其の事情を証人は、何等の機会で、何か知つて居られるのではないか。斯う云うことはどうですか……

徳富証人

私も事情と言う程に詳しく知りませぬけれども、一言にして申し上げますと、其の時分の政党と云うものは非常に有力です。それだから軍部の方から兎角迎合して、政党の鼻息を窺つて大

概やつたものである。其の為に例えばもう少しと押し押せばと云う時に引揚げて見たり、もう一踏ん張りと言つような時に妥協をして見たりしたことが多いと思つのである。

例えばロンドン会議の時や何かも、先ず云つて見れば、そう云う様な事ではなかつたかと思つのである。それから軍備縮小など、云うものも、其の通りです。これは決して其の時に縮小すると云うことは、誠に不幸なことであつたけれども——いけないと云うことを軍部の人も、知つたでしょうけれども、遂にあ、云うことに為つたらうと思つ。一言にして云えば、軍部に確かりしたひとが、其の時分に居なかつたと言ふことが、誠に遺憾だと私は思う。仮に川上操六と云う様な人が生きて居たならば、必ず進んで政党を説得して、同意させたのだらうと思つのであります。始終、軍部の方が受太刀となつて、政党から庄力を受けて、其の政党と云うものが、たゞ投票を食ふだけのことであつて、当座の人氣を取りさえすれば、よいと云う様な考へで居りまして、遂に国家の長策を誤つて来たのじゃないかと思つのです。

裁判長

次に訊ねる事は故田中光顕伯と証人との間の事である。是れは生前、親交のあつた間柄である。証人は其の当時から、田中光顕伯が宮中の廓清をしなければならぬと云うことに就いて、強い主張者であると云うことを知つて居られたと云うことです

がそう云うことを聞いて居られますか。

徳富証人

御答え致します。私は長く田中光頭伯を知つて居りまして、丁度明治二十三年の初めから知つて居るのでありますから、随分長い間であります。然し光頭伯が宮内大臣として、顕耀の位置に居られる時には、殆ど彼の門戸を訪うたことがござりませぬ。辞めて一個の老人として、東海道に閑居してから、彼れと屢々往来したのであります。其の後の事なら聞いて居ります。此の老人は非常に酷しい老人であつて、同意をすれば、仲が好いのですけれども、反対をすれば、直き絶交でも仕兼ねない様な訳である。

丁度私に満二十上であります。今日生きて居りますと、九十八歳、どうも私より二十も上の人と折角長い間の交りを喧嘩をする訳にも行きませぬでしたから、彼れの云う事は、大抵のことは聞き流しにして置いた。中には私も非常に善いと思うことも、度々聞きました。此の人は云うことが藪から棒で、其の為、折角田中伯から忠告でもされ、ば、故意と反対でもしなければならないとそう云う立場になる者もあつたらうと思ひます。そう云う時には、私は屢々田中伯に向つて、そう云うことを斯う云う風に云つたら宜からうと、私の意見として云つたことがありますが、中には随分国家に取つて善い事であると思うことも聞きました。一々覚えては居りませぬが、大概是彼が私

を信用して呉れたと見えまして、相当の事を話して呉れたのであります。国家問題以外の事は、私は喋舌つたことはございませぬ。

裁判長

其の当時に田中伯が、時の内大臣をして居た牧野伸頭伯、宮内大臣をして居られた一木喜徳郎、それから次官をして居られた関屋貞三郎——此の人達にはもう退いて貰わなければいけない、と云うことを能く言われて居つたと云う事実がありますか。

徳富証人

田中伯も余程能く私を知つて居りまして、私は関屋とは長い間の友達なのであります。朝鮮と一緒に居つたこともあります。牧野とも或る意味に於いては長い友達で、その親の大久保利通伝記とか、鹿児島歴史とか云うものに就いて、牧野と云うものが余程色々材料を供給して呉れて居ります。それで牧野と関屋は、私と懇意であると云うことを彼れも知つて居られる。だから名を指して牧野とか関屋とか申しませぬが、どうも宮内省君側は良くないと云うことは聞きました。殊に一木の事は……私一木と喧嘩したことも無ければ、私交の上で感情を害したことはありませぬが、ざりとて別に特殊の關係も無いものだから、一木の事だけは遠慮会釈なく云われた。実は牧野の事だけはどうも或るやんごとなき御方が（この間教行削除）困つたものだ

と云うことは、話されたことはありますが其の人を直接に、これは君側の奸だから辞めると云うことは、名指して云ったこととはありませぬ。関屋に就いても、其の通りであります。

裁判長

其の一木喜徳郎氏を攻撃して居られた理由が、一体何処にありますが、矢張り思想の問題ですか、どう云う……

徳富証人

どうも矢張り一言にして云えば、下情を上達せしめない、上意をして下達せしめない、即ち上下を隠蔽して、其の間違つた空気を拵えて、御上の聡明を雍蔽し奉るような虞れがあると、斯う云う事を云つて居られたのであります。

裁判長

田中光顕伯は直接に此の君側に居られた当時の牧野、一木、関屋などに対して、辞めたらどうかと云うことを、勧告したと云う事実はありませぬか。

徳富証人

度々勧告に出掛けたようでございますね。牧野、関屋ばかりでなく、あの人はもう考えると、一と晩でもじつとして居られない人で、即時即行と云うような人でありませぬか、手紙をやると

云うようなことよりも、大概、私共にも電報でしよつちゆうやつたようで御座います。妙にせつちちな人であります。

裁判長

直接出掛けたのですね。

徳富証人

そうらしく聞いて居ます。

裁判長

それからもう一つ、是れは事実としての訊ねであります、二・二六事件の起つた頃ですな、西園寺（公望）公爵が東京に出て来ると云うことを聞いて、其の途中に同公を迎え、証人が事件に関して、何か建白されたことがあると云う、左様なことがありますか。

徳富証人

私が直接に参りませぬでしたけれども、書付けを遣つた。御訊ねでございますればざつと申し上げます。

裁判長

その内容を簡単に

徳富証人

私は西園寺老公は明治十九年から知つて居りまして、壮年時代にはよく引立てられた人間である。それで交際としては、まづ懇意な間柄でありますけれども、友と申す訳ではありません。併しながら其の時は私も千載の一遇と思ひました。あ、云う事変と云うものは、決して是れは容易なことではなくして、此の時に天皇親政の実を御挙げになれば、茲に初めて死んだ者も殺された者も、殺した者も、真に意義のある死方をしたことになるのであるから、是非ぞうして戴きたい。千思万考致しまして、東京に着かれては、仕方がないと思ひまして、私の友人に頼みました。友人は是れは何か仔細があるのであらうから、私が誓つて之れを達して上げると云うことでありましたから、友人に頼みまして書付を書きまして、それを遣つたのであります。

其の書付は極めて簡單明瞭なものであります。約三箇条であります。今茲にはつきり覚えて居りませぬが、多分宅には控えがあるかと思ひます。第一箇条は「今度、貴方が勅命を受けて御出でになると云うことは非常な事であるから、月並流に元老重臣など、云うものを集めたり、相談したりせず、あなた御一人の考えを以て、御上に御答答されるが、当然のこと、思ふ。今度は、断然、御自身の考えで相談なしに御やりになつたら宜いと思ふ」それが第一箇条。第二箇条は、今度の事件は軍部の中から引起こした事件であるから、其の後を収めるのも、軍部をして収めさせるが当然のことであると思ふから、首相に

は誰彼と申上げぬが、首相は軍部の者を挙げて然るべしと云うことが、第二箇条であります。此の二箇条は添えたりでありまして、本當の目的は、第三箇条の所であります。

此の機会に於いて、恐れながら御上から御詔勅が出で、そして此の時局を察して、所謂天皇御親政の実を御挙げになると云う、本當の有難い御詔勅の出ることを御奏請なさつてはどうであらうかと思ふ。是れが即ち日本の一転機である。それでは実例として、支那歴史から……西園寺公は御承知の通り、支那の歴史が大変好きな人でありますから、支那歴史から、唐の徳宗皇帝が兵隊の乱の時に、奉天に行幸せられて、詔勅を下されたことがありまして、其の詔勅を見て、武夫将卒、皆涙を揮うと云うような、兵隊までも、皆有難涙に暮れたと云うような、外国の所謂易姓革命の帝王の詔勅でさえも斯う云う効果がある以上は、我が万世一系の天皇が、此の際に降し賜わる御詔勅と云う者は、実に日本国民の上に一大鉄槌を下し給うと云うような一大策である。どうぞそれで斯う云う詔勅を降し賜わるようにして戴きたい。そうすれば人心一新、即ち維新回天の事業の終局の目的に向つて愈々側目も振らず、全国民が一致して進むことが出来ると思ふ。何はともあれ、之れを一つ御奏請に為つてはどうであらうかと、云うことを申上げました。

是は西園寺老公ばかりでなく実は私の懇意な先輩、若くは高き方にも、それ〴〵私の愚見を申上げたようでありましたが不幸にして其の事は顧みられずして、実に惜しき人間を犬死させ

たのではないかと思つて、今でも私は誠に涙が出るような次第であります。

裁判長

それは二月事件（二・二六事件）の起つた当時の事を証人は今述べて居られるが、神兵隊事件というのは、是れは予備に止まつたもので、其の前に起つた事件である。それからその前には五・一五の事件がある、此れも証人は知つて居られる。尚其の前に遡つて血盟団の事件と云うものもある。斯ういうような事件は、是れは其の實質に非常に於いては、非常に関連を有つて居つて、一体と見るべき——先ず関連した事件と云つても差支えないのであります。斯う云う事件が相踵いで起つたに就いては、是れは当時の国情が、斯う云うような事件を誘発すべき原因を多分に包蔵して居た。起るべくして起つた事件である、斯う云う風に見ることが、多年の間、日本歴史の研究に従事し、卓越した歴史眼を有つて居る証人の眼から、肯定が出来ますか、どうですか。

徳富証人

彼等のやつた心事に就いて、逐一、聞いたことはありません、親しく何等、其の消息も知りませぬが、私の平生の歴史眼からして考えて見ますれば、誰でも命は惜しいものである。人を殺せば自分も死ぬると云うことは当然のことである。一命を捨

て、も仕事をすると云う時には、中々そう楽には出来るものではない。自ら深く信ずる所がなければ、出来ぬのである。之をすることが、即ち国家に忠なる所以と考へてやつたのであると云うことは、私如何に疑わんとしても疑うことは出来ないのである。

事其の事に就いて間接直接と云う様なことの論は別として其の動機に就いて論ずれば是は実に、流石に日本国民で、身を殺して仁を為すと云う其の心事は誠に愛すべく又憐れむべきものであると信ずる。畏れ多いけれども中大兄皇子が鎌足等と御謀ありて、殿上で入鹿を御誅戮になつたのも亦、彼等が色々な事をやり、若くはやらんとしたのも、国家に斯くして皇恩に報いと云う心は、決して別じゃない。唯其のやり方とか、方法とか云うことに就いては、尚相当に意見があるだろうと思ひますが、私は其の動機とか、心事とか云うことに就きまして、只今申す通り、確信して今でも彼等は愛すべく、憐れむべきものである。どうして彼等をして志を成さしむることが、今後、出来るかと思つている次第であります。

裁判長

今訊ねた通り、此の事件その外、関連した事件の眼目となつて居るのは、結局、昭和維新——是れは証人達もよく耳にして居ることでしょうが、昭和維新という其の昭和維新の実現を念願して居ると云うのは結局今迄の歪みを投げ棄て、邪なるもの

を皆取去つて、国家の大義に副つた所謂御維新の実現を眼目として、それを熟願するの余り、もう手段方法を超越して起した事件であると云うことが、先ず大体の動機原因と為つて居る。そう云う事であれば是れは日本の今言われたような歴史の上で繰返された維新と云うことの一個の事実として、歴史家が之を認めて差支えないものでしょうか、如何でしょうか。

徳富証人

全く私は其の通りと思う。私も曾て『昭和一新論』と云う小冊子を書きまして、私の書いたのは、極めて生温い書き方でありませうけれども、どうしても昭和一新と云うことをやらなければならぬ。それには矢張り維新の最初の目的の一君万民、天皇親政と云うことに立ち帰らないといけない。国民が皆、天皇様を戴いて、政治に帰すると云うことでない以上は、どうしても是れは日本は正しき道を歩いて行くことは出来ないと言うことを、矢張り其の時も其の積りで書いたのであります。唯緩急の差があり、私は老人で生温いもので、外の連中は、若くて血が沸つて居るようなことであります、私は其の精神は、当然のこと、思つて是認して居る次第であります。

裁判長

最後に、これはなんです、朝憲と云うこと、朝廷の朝に憲法の憲を書いた朝憲と云う言葉がありますが、是れは法律にも

使われて居る。無論使われている。矢張り此の朝憲と云う言葉が、歴史の上から見る事が出来ると思ひますが、有りますか。

徳富証人

つい其の言葉を……朝憲と云う言葉は、明治以来始終——例えば江藤新平事件の裁判筆記を見ましても、ちゃんと出て参ります。参ります、何うも其の前には、多分『日本政記』や何かを見ましたならば、有るだらうと思ひますがけれども、今私が何処にあるかと申上げるとは、つい記憶がございませぬ。

裁判長

大体是れで、弁護人の申請に係る事柄は、訊問したと思ひますが、何か聞き洩らしたことがあるとか、何か補充することがあれば、御訊ねになつて宜しい(弁護人席に向つて)如何です。

天野(辰夫)被告人

一つだけ御訊ね願ひたいと思ひます。日英同盟の破棄以来、ワシントン条約、ロンドン条約等、引續いて締結されまして、遂に満州事變の勃発となつたのであります、其の時代に英、米、露、支、仏という如き外国の力が思想的に、政治的に、経済的に、又武力的に共同致しまして、事実上、対日覆滅、日本覆滅、対日共同戦線が張られて、既に事実上は、彼等から宣戦

布告をされて居った。つまり日本攻撃をされて居った。

然るに日本国内の上層部は、悉く安逸に流れて居りまして、或は悉く凡ゆる出来事を苟安糊塗して、其の日を暮らして居った。従つて何等是れに対する思想的、経済的、武力的の準備をして居なかつた、少なくとも怠つて居た。従つて日本は、国内に非常な欠陥があつたばかりでなく、国際的に国運の消長に関する重大なる危機に直面して居つたのだ、と私は直感致しました為に、此の計画をなしたのであります。此の事實は、証人の側から御覧になりました、それは果して左様であつたか、或いは私共の杞憂或いは妄想に過ぎなかつたのか、其の点に就きまして御訊ねを願いたい。

裁判長

それは今の陳述で分かつて居るのではないかと思うが、尚おはつきりと、念を押して置きたいと云うのでありませんか、どうですか。

徳富証人

それは議論は無いことでありまして、私はもう唯一言^{ただ}だけ付け加えておきますが、現に只今、英国の——七転八倒して居る英国の首相のウインストン・チャーチルと云う人が、まだワシントン会議の終らない前に英国で「今後の英国の国是は、米國と万障を排して提携しなければならぬ。其の邪魔は、如何なる

邪魔でも取除いてどうしても、提携しなければならぬ」と云うことを堂々と論じて居る。

それは何かと云えば、日英同盟を破棄すると云うことであつて、そう云つて居るのである。即ち日英同盟は、もう第三回締結の時に向うで破棄する様な気分になつて居る。私は其の時に既に反対論を書きまして、或る日本の有名な外交官は「あなた^が書いた論を見て、丸で頭から水をぶつ掛けられた気がした」と申した位で、それはもうイギリスは、日本の首を御土産にして、米國の軍門に降ると云う考えを其の時にもつて居たのである。私は只今の御話を聞くと悉く一致した考えを持つて居ります。

裁判長（天野に向い）

宜いですが、まだ外に……

天野被告人

一寸それに関連致しまして、実は甚だしつこい様でありますけれども、はつきり致して置きたい為に、御訊ね願いたいのです。ありますが、日本の国内に所謂親英論者、親英主義者、又は親米・恐米主義者論者と云う様な者がありますか何うか、それからそれが一体、国運の發達にどう云う影響を今まで現実に及ぼして来たか、此の点を今迄の事に関連して、御訊ねを願いたい。

裁判長

それはどうですか。

徳富証人

大変な害を及ぼして居る。今日も——今でも及ぼしつゝある
のであります。

裁判長

其の親英親米派と云うものはですな。

徳富証人

ハ。

裁判長

それは所謂英米に依らなければ、日本の国が立つて行かない
と考えて居る連中のことですか。

徳富証人

まあ、それは一々分析すると、先ず英米から金を借りてやろ
うと云う様な考えの者もあります。英米と喧嘩をすれば後か
らはれはどうも窘められると考える者もある。又本来、我が英
国、我が米国と云う様な風に英米好きなる者もあります。又思想
的に趣味的に英米にすっかり化した者もあります。一々分析す

れば、非常に多いですけれども、先ず日本人の皮を被ぶつた所
のイギリス人、アメリカ人だと、御覧になれば宜いようなもの
であります。

裁判長

それはあれですか政治方面にも経済方面にも、それから文化
方面にも、凡有ゆる方面にあるのですね。

徳富証人

凡有ゆる方面にある。又実に多いのです。

裁判長

多い……

徳富証人

ハ、殊に新聞なども、決して無いとは申されませぬ。

裁判長（被告席に向つて）

外に何か。

安田（鎌之助）被告人

少し長くなりまして恐縮でありますけれども……此の機会と
思ひまして、御伺い致します。先に証人が言われました日本に

天皇御親政の実が無い時、其のことが西洋から輸入せられたる思想体系等に依つたことであり、或いはそれが支那から来たものであり、或いは印度の思想に根柢して居ると云う其の原因は多々ありましようが、何れにしても天皇を機関視して居ると云う非日本国体の一番の被害を御受けなさるのは何処であるか。端的に申せば、最大の被害を御受けなさるのは皇室、皇族であるのです。其の辺の所を或いは藤原氏時代、或いは徳川幕府時代と謂う様な歴史的事実に就き御例示願いたい。

私等は実に貧弱なそれで、今日まで自分の行動を導いて来たのであります。而して其のことに就いて、私は現に証人から、或いは同志の先輩として、色々の御援助を得て居たこともあり、或いは又中立の立場から、公平な見方で、私の行動を御覧になつて居たこと、思います。夫等の経緯で、全然路外の人ではないのでありますから、今の私の質問に対して、御教示を願いたいと思つてあります。

すなわち私は、何の因果か、神々の仕向けで、其の一つの事件にぶつかつて、其の為に身自らにも、初めて国体を知り、日本人たる自分は、斯うしなければならぬと考へて来た。従つて其の後は、所謂俗世間的の社会に於いて、端的に申しますれば、非日本、反皇道なる日本の社会状況に於いて、甚大なる苦勞をしながら、日本民族として行わらるべき第一に義務、即ち忠義を行うことを、自ら行ふばかりでなく、お互い同胞を全部行おうではないかと云うことに、随分努力致して来たのです。是れは

私自身此の公判廷に於いても申述べて居りますが、之れを一つ証人から、何うか私情に御拘泥になる必要はありませんから、一つ一つ御指摘願ひまして、此処で御説明を願ひたいと思ひます。

徳富証人

只今、被告の云われたことに就きましては私は被告安田を三代に亘つて知つて居る。被告の祖父は、矢張り私の父共と同僚であります。被告の父は私の矢張り同学でありまして、被告の岳父である福田（雅太郎）大將も、私相當に懇意にして居つた。被告のことは、相當知つて居りますが、只今被告の云われたことは、一々私も其の通りと思つて居るのであります。被告は如何にも熱心な人であつて、感激性を持つて居る。いざとなれば、勇往邁進することを辞せぬ人である。典型的の日本武人であると、私は予て思つて居る。我が同郷の後進としては、始末愛すべき我が同志と思つて居つたのである。それで私は、どう云うことをやるか、か、無論私共の様な老人に色々詳しいことも話させぬですが此の人が、決して金を儲けて、美味い物を食つて、楽に暮らそうなど、云う男でない。何か命を賭けて、御国の為に働く人であると云うことは、予て望んで居つた次第である。ただ今云われたことに就いて、悉く承知致しますから、どうぞ其の通り御承知を願ひたい。

安田被告人

私の：只今証人の御言葉は有難く思いますが、私の実際やって参りましたこと、此の神兵隊の事件と云う特定の事でない平常の事で、日本民族は、感悉く忠義ことごとを行う本来の民族に帰化還元しなくてはならないと云うことに就いて、及ばずながら十数年の前から、継続してやって居るのであります。こゝの所に就きまして、少し証人から具体的な事を一、二御示し願いたいと思います。

裁判長

それはどうですか。

徳富証人

どうも其の具体的と申しまして、余り申しますと、個人的になりますから折角のことですけれども、そう云うことは、此の場でどうかと思えますから……被告の方では、私の云うことに物足らぬ様に思うかも知れませぬけれども……概括的に申しまするが、長い間当人は苦心し、御承知かも知れませぬが、フランスに参りまして、相当の時間を過ごして、其の間言うべからざる苦心を為し、言うべからざる所の献身的努力を為し、其の点に於いては相当彼は働いたものでありまして、現に其等の点に就きて、私と彼と多少異見を有って居りましたとき、私の所に私の惑いを解きに参りまして、殆ど声涙俱に下って、種々の

ことを話しまして、私も漸く其の為に真実を知った様なことでもあります。

斯くの如きことの為に、如何に被告が努力して居ったか、又忠義を尽して居るかと云うようなことも能く知って居りまして、大に頼もしい所の漢おとこであると、深く思つて居る者であります。是れ以上、申上げますと、話が面倒になります。どうぞこゝで御許しを願いたいと思います。

安田被告

有難うございました。が、もう一つこゝをどうか御願ひ致します。私は決してそれが——と限定した御方に対する個人的の私情私誼で、操守して来て居るのでない。私が狙つて居る所は実に皇大御国も尊き所、大御稜威を輝かす一点を守つて来て居ると云う所を一つ証人から御証明を願いたい。

徳富証人

勿論です。是れは決して個人的なことではなくそう云うことをするのが、即ち国に忠であり、皇室に忠であり、御上に対する所の臣道を全うする所以であると云うことを、能く私は承知して居ります。

裁判長

外に証人から、改めて申すことは有りませぬか。述べ残した

と云う様なことはありませんか。

徳富証人

もうありません。

裁判長

是れで今日の訊問は終わりました。長い間、御老体殊に病中を推して出られて、大変に感謝して居ります。用は済みましたから、御帰りになつて宜しゅうございます。

徳富証人退席。

(完)